

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

新型コロナウイルス感染症にかかわっての要請

感染症拡大防止と安全・安心の確立、仕事と生活を守るために

全国労働組合総連合

新型コロナウイルス感染症の発症が各地で確認され、市中での感染拡大の防止に、官民をあげて尽力すべき局面に入った。同時に、インバウンド・ビジネスの急激な冷え込みや、製造業のサプライチェーンへの打撃、感染予防としての各種イベント事業中止、学校等の休校を契機に、景気の急激な冷え込みと雇用情勢の悪化に備えるべき状況となっている。

政府は、国民、事業者、労働者への自己防衛を呼びかけるだけでなく、感染症予防と雇用・景気について、国としての積極的な対策を打ち出し、速やかに実行すべきである。

については、以下の課題の検討と対策の実施を求める。法改正が必要なものもあるが、幸い、今は国会会期中であり、予算案を審議中である。雇用保険法案や労働基準法案も準備されていることから、大胆かつ速やかな対策を求める。

1. 予算の確保

国会で審議中の予算案では想定されていなかった、感染症拡大防止対策、雇用対策、景気対策等が必要となっている。今年度予備費の2700億円では足りないことは明らかである。予算案を組み替え、不要不急の予算措置は削り、大規模な対策の財源を確保すること。

2. 感染症拡大防止と安全・安心の確保

(1) 検査体制の拡充（検査実施施設と検査可能件数の引き上げ）を行い、検査対象を広げること。検査キットの開発・生産を早急に行うこと。

(2) 感染症の拡大状況を把握するため、無保険の人を含め、国内に居住・在留しているすべての人が、本人負担なしの検査と治療を受けられるようにすること。実施にあたっては、医療機関への丁寧な情報提供はもとより、受診方法について、マスコミの協力も得つつ、国民への周知をはかること。

(3) 医療機関ではマスクや消毒液、その他必要な物資が入手しにくいと言われる。災害対策等の備蓄物資の提供をすると同時に、関係業界団体への生産増強、流通確保の要請を再度行うこと。流通経路をチェックし、買い占め行為をなくすこと。誤った情報の拡散による物資不足も起きていることから、正確な情報を随時、発表すること。

(4) 感染症対応の病床を確保すること。その際、他の病気の治療に必要な病床を減らさず、病床拡大の措置をとること。治療体制確保のため、大学や公立・公的病院をはじめ、協力する民間医療機関や自治体への財政支援を行うこと。

(5) ワクチンの開発・生産を早急に行うこと。

(6) 公立・公的病院の再編統合の方針はただちに撤回すること。保健所を増やし、保健師を含む職員を正規で確保し、機能を強化すること。今回の初動の失敗をふまえ、感染症対策を専門に担う疾病管理予防センターを創設すること。

3. 雇用等の維持と生活保障

(1) 労働者が休みやすい環境整備について

1) 学校閉鎖の影響、さらには感染症拡大にともなう学童保育、保育所、介護施設等の閉鎖等といった事態に対処するため、保護者・介護者が仕事を休まざるをえない状況に対応した有給の特例休暇制度を設け、助成を行うこと。3月2日に発表された新制度は、子どもの対象年齢が小学校等に限定されているが、中学校まで広げ、手当の上限額が低すぎるので、雇用保険の基本手当の引き上げとあわせて、改善すること。この臨時措置の手續きにあたっては、事業主に有給特別休暇制度などの整備を要件づけることなく、職場における弾力的な運用でよいものとする。また書類作成などの手續きを簡便なものとする。

2) 企業に対し、業務の改善や有給の病気休暇の整備、育児介護休暇の取得促進など、労働者が休みやすい環境整備を行うよう、指導しつつ、有給の病気休暇の義務化をはかること（労働基準法改正）。休暇制度は正規・非正規の違いなく、取得できるものとし、3日の付与を目標とすること（健康保険の傷病手当の待機期間の無給状態を防ぐ）。その際、有給病気休暇の普及を後押しするため、感染症拡大をおさえるべき期間（数週間）に限り、病気休暇への助成を行うこと（雇用保険二事業から雇用調整助成金と似た仕組みで行う）。

また、育児・介護の休暇・休業制度についても改正を行うこと。具体的には、子の看護休暇の対象となる子の年齢要件¹の引上げと日数の上乘せ、介護休業、介護休暇の日数の上乘せ、そして各制度への休業補償を行い、国としても休業補償に関する助成措置をとること。

国家公務員、地方公務員においては、民間に先んじて、非常勤・臨時職員の有給病気休暇を、正規職員と同様に適用するよう、規則改正をすること（人事院規則改正等）。

(2) 休業の対応に関して

1) 都道府県知事による就業制限のない中での休業命令にもかかわらず、賃金全額の補償（民法536条2）どころか、休業手当（最低6割：労働基準法26条）すら支払われないなどの労働相談が寄せられている。賃金請求権の原則と労働基準法の休業手当の趣旨の周知と労働相談への迅速な対応、使用者への是正指導を行うこと。その際、雇用調整助成金の特例措置の要件を緩和し、適用対象を広げたうえで、事業主への周知をはかること。

2) 低賃金の労働者からは6割の最低保障では生活できないとの切実な声が寄せられている。低賃金層については、最低基準の割合を6割よりも引き上げる改善を検討すること（労働基準法改正）。

3) 学校等の閉鎖においては、正規職員だけでなく、非常勤・臨時職員に対しても有給の特別休暇を付与するよう、自治体に制度整備を促すとともに、その財源については、自治体の財政状況をふまえて国庫から補填すること。

(3) リストラ規制と雇用調整助成金の要件緩和・拡張適用について

1) インバウンド関連事業を中心に、受注減少や先行き見通しの厳しさを理由とした解雇、雇止め、委託契約の解除などが起きている。体力のある企業が、新型コロナウイルスを口実に雇用削減や契約打ち切り、下請け企業への負担押し付けをすることがないよう、指導すること。

2) 雇用調整助成金の特例措置が適用される対象を、現行の「日中間の人の往来の急減により影響を受け

¹ 子の看護休暇は、対象となる子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までで、日数は1人につき年5日。介護休暇の日数は年5日。介護休業の日数は年93日。いずれも育児介護休業法。

る事業主」に加え、「中国での生産減少や感染予防対策による事業中止等の影響を直接・間接に受ける事業主」とすること。中小企業に対する助成率を改善し給与全額の補償を可能とすること（現在は2/3の助成）。あわせて、緊急事態における臨時の措置として、「同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象」との要件を緩和し、全労働者を適用対象とすること。

3) 雇用調整助成金の要件のさらなる緩和に加え、同様の制度枠組みで委託契約の解除防止と休業補償となる特別助成措置を実施すること。雇用保険適用事業主との間で、継続的な委託契約を結び就業しているフリーランスについても臨時の休業補償を支給すること。手続きとしては、雇用調整助成金の枠組みを援用し、財源は、労働保険特別会計に別枠をつくり、国庫負担金の投入でまかなうこと。それらの措置を周知しつつ、事業主に対して安易な委託切りなどのリストラを行わないよう、要請すること。

（4）感染拡大防止として推奨されている「働き方」について

1) テレワークについては、導入の際、8時間労働制の原則にのっとり運用を行うよう、指導すること。安易な裁量労働制の導入は行わないよう、法令に定められた手続きや要件を周知すること。要件を欠いた違法なみなし労働時間制度の下での割増賃金未払いや、恒常的にみなし労働時間を超える裁量労働制の場合の制度見直し等の是正指導を強化すること。

2) 時差出勤のためにフレックスタイム制を導入する場合も、法令に定められた手続きや要件（精算期間における総労働時間を超えた場合の割増賃金支払い義務等）を周知すること。

（5）傷病手当金について

1) 健康保険の傷病手当の要件を改正すること。有給病気休暇が普及しないなかで待機期間3日間は長いので、短縮すること（有給病気休暇が義務化された後、休暇の付与日数と整合させる）。

2) 健康保険に本人が未加入の場合でも、傷病手当金が支給されるよう、制度改正を行うこと（国民健康保険に傷病手当金の制度を創設し、雇用類似の働き方の場合にも支給する。健康保険第3号被保険者にも傷病手当金を支給するなど）。

（6）失業対策について

1) 政府が提出している「雇用保険法等の一部を改正する法律案」は、雇用情勢が良好な時を想定したものであり、情勢に合わない。高齢者雇用安定法等も含めた一括法案とされているが、各法案を分離し、雇用保険法案についても単独で審議すること。

2) 景気後退による失業増に備えるため、以下の点について、雇用保険法の改正を行うこと。

- ・労働保険特別会計雇用勘定の備えとして、国庫負担を本則に戻すこと（現行制度と同様、法案では本来の国庫負担金を1/10に減らしている）。

- ・自己都合退職の際の給付制限期間を退縮すること（3月⇒1か月。厚生労働省雇用保険部会報告は2か月）。

- ・給付日額の改善と、（情勢にあわせて）給付日数の延長を行うこと。

4. 中小企業支援

1) 中小企業の資金繰り悪化等への対応策として、貸出金利の引き下げを行うこと。また、借り手である中小企業の求めに応じ、金融機関は返済猶予や金利減免などの融資条件変更に応じるものとする（金融円滑化法）。

- 2) 業況の悪化が顕著な業種については、信用保証協会の一般保証とは別枠での無担保の保証が受けられるようにすること。また、保証料の一部を自治体が負担する都道府県の制度融資の改善を行うこと。
- 3) 中小企業にとって、昨年10月からの消費税増税は、価格転嫁ができないことなどから、重い負担となっている。消費税を5%に減税すること。また、納税時の期限延長などの弾力的な運用を行うこと。

以上

新型コロナウイルス感染症にかかる支援体制の維持・拡充 を求める緊急要望

2020年3月3日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

現在、新型コロナウイルス感染症が全国的に広まっています。北海道では非常事態宣言の発令にまで至り、政府は文部科学省や厚生労働省等との協議・調整もなしに小中学校・高校、特別支援学校（以下 小中学校等）の臨時休業を要請しました。こうした権限の濫用により関連機関では混乱が広がっています。

2月25日に示された政府の「基本方針」では、PCR検査体制の拡充に言及することなく、その対象が「入院を要する肺炎患者」に限定されました。感染症拡大防止の初期対応として検査体制の不十分さは重大な欠陥であり、障害者・家族の中で生活介護事業所や就労支援事業所、放課後等デイサービス（以下 放デイ）等を利用することへの不安が広がっています。報酬の日割り単価方式の下、通所を控える障害児が増えれば、社会福祉事業所の倒産リスクが高まります。そして、仮に倒産した場合、拡大終息後に障害者等の行き場がなくなります。

さらに、放デイは特別支援学校等の臨時休校に伴い、障害児の受け入れを求められていますが、そもそも低い報酬単価・成功報酬方式の強化等により、質の高い支援に取り組む事業所ほど経営状況が悪化しています。また、今回、臨時休業とされた小・中学校等の教員と比べ、放デイの職員の給与は明らかに低く、職員不足が常態化するだけでなく、子どもたちを支えるスペースも限られています。問題が山積している中での受け入れ要請によって、さらに問題が深刻化することは明らかです。こうした課題の緩和のために、学校の教員を学童保育等に動員したり、空き教室を活用するという動きもありますが、これは本末転倒です。

緊急時にのみ社会福祉事業に過重な負担や責任を押し付けるべきではありません。財政難を名目とした給付抑制を進めるのではなく、緊急時も想定して、普段から介護・福祉職員と事業経営者が責任と誇りを持って支援に取り組めるように基盤整備を進めることが必要です。

新型感染症の拡大終息と適切な支援体制の拡充に向けて、下記の要望の早期実現を求めます。

***** 記 *****

1. 小中学校・高校における新型感染症者数だけでなく、社会福祉事業所における感染者数およびその影響に係る実態調査を実施し、早急に調査結果を公表して下さい。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響で、社会福祉法人・NPO法人等の社会福祉事業所が倒産しないように、現行以上の財政的特別措置を講じてください。
3. 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」（2月28日）において、放課後等デイサービスには“感染をおそれ、欠席した障害児に居宅等で健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合、通常と同等のサービスを提供しているものとして報酬を算定できる”という特別的措置が設けられました。少なくとも介護保険、および障害福祉の通所事業すべてに同様の措置を適用するとともに、その基準は国が示してください。
4. 緊急時への対応を含め、普段から介護・福祉職員・社会福祉事業経営者が責任と尊厳をもって働けるように、報酬の日割り単価の見直し、基本報酬の大幅な増額等を行い、職場環境の向上を図るとともに、介護・福祉職員の処遇を抜本的に改善して下さい。

以上

新型コロナウイルス感染症対策に関連して 社会福祉事業の制度・政策の早急な改善を求める談話

2020年3月3日
全国福祉保育労働組合
書記長 澤村 直

政府は、2月25日に、新型コロナウイルス感染対策の推進に向けた「基本方針」を発表し、「学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する」とした。さらに、27日に安倍首相が、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について3月2日から春休みまで臨時休業をおこなうよう要請した。これに伴って、社会福祉事業の施設等では、さまざまな不安と混乱が起きている。

私たち福祉労働者は、現時点で福祉現場に起きている問題点を指摘し、政府に緊急対策を要望するとともに、社会福祉事業の制度・政策の抜本的な改善を求めるものである。

厚生労働省が発出している事務連絡では、保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所には、「保護者が仕事を休めない場合に家に1人であることができない年齢の子どもが利用する」ため、「感染の予防に留意したうえで、原則として開所する」ことが求められている。しかし、当該施設にも乳幼児や小学生がいる職員がおり、開所するための職員体制を確保するためには仕事を休むことができないとの不安が広がっている。また、狭い空間で長時間過ごすことになれば、感染リスクがより高まることも懸念されている。家庭での養育が困難な子どもを受け入れている児童養護施設でも、学校の長期休暇期間と同様の職員体制の確保に苦慮している。

居宅訪問サービスでも、「サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること」が求められていて、訪問介護者の体制確保が課題となっている。また、入所施設・居住系サービスでは、「感染の疑いがある利用者を原則個室に移す」「疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応すること」などが求められている。しかし、平常時でも職員体制の確保が困難であり、長時間労働が問題となっている現場で、このような対応が可能であるとは考えられない。

厚生労働省は、「職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や他施設からの職員の応援が確保されるよう必要な対応」をとることを自治体に求めているが、職員確保が困難な事業所が大半である状況からみて、実効性に欠けると言わざるを得ない。さらに、「各福祉事業所で一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、柔軟な取り扱いが可能」としている。しかし、あくまで緊急避難的な措置であり、利用者の命と安全を確保するための最低基準を下回る状態の継続は、命を脅かす事態を招くことになるため、とうてい容認できるものではない。

さらに、感染症予防に欠かせないマスクや消毒液などの不足が問題となっている。厚生労働省からは、「各種衛生用品の国内需給が逼迫している間の当面の措置」として、「市町村が衛生用品を在庫として備蓄しているものの放出」を検討する旨の事務連絡が出されているが、現状ではほとんどが各事業所の努力に委ねられている。

こうした問題を早急に解決するにあたり、まずは学校の一斉休校の撤回を求める。あわせて、私たちは、3月5日に予定している福祉労働者の賃金・労働条件の改善に関する政府交渉の場で、以下の緊急要請をおこなう。

【緊急要請項目】

(1) 感染症の予防に関して

- ①マスク、手指消毒器、防護服等、感染予防の医療資材を福祉施設に配布すること。
- ②職員の感染防止と健康対策を徹底するように、事業所を指導すること。
- ③感染が疑われる利用者・職員については、速やかに医療機関で検査や治療が受けられるように、自治体と連携して地域医療体制を確保すること。

(2) 感染者が出た場合の対応について

- ①利用者・家族や職員等に感染者が発生した場合の施設での対応について、関係機関との連携も含めガイドラインを示すこと。
- ②国の責任で自治体と連携して施設の消毒等にあたりとともに、すべての利用者・家族と職員を対象に速やかに検査を実施し、安全を確保するための措置を講じること。

(3) 休業や閉所への対応について

- ①感染もしくは感染が疑われる、または、自らの子育てのために勤務できなかった職員に対して、公費で休業保障をおこなうこと。
- ②休業や子育て中の職員の休暇に伴う代替職員の確保のための措置を講じること。
- ③感染もしくは感染が疑われる、または予防のために利用者が休んだ場合や、事業所を閉所した場合でも、事業所に損失が出ないように、予定されていた報酬や委託費を支給すること。

私たちは、福祉事業経営者に対しても、利用者の休みや閉所に関わって職員が休業した時の賃金保障や休暇保障、不利益な取り扱いの禁止などを、春闘要求に加えて申し入れていく。

そもそも、福祉職場では、災害時には福祉避難所としての機能が求められており、今回のような感染症対策にあたっては、国民の暮らしを支え、利用者の安心・安全を守るために、一律に閉所することなく、日常どおり事業を継続することが求められている。こうした公共性の高い役割を担うためには、平常時から手厚い人員配置が必要不可欠である。その人員基準が、現場の実態にそぐわない低い水準に抑えられていることに根本的な問題がある。あわせて、福祉労働者の賃金水準が全産業平均に比べて月額で10万円近い格差があることが、人手不足にさらなる拍車をかける原因になっている。

私たちは、長年に渡って、こうした根本的な問題の解決に向けて福祉人材確保運動をすすめてきた。3月5日に予定している政府交渉では、大幅増員と賃金の引き上げの必要性をあらためて強調し、政府に対して誠実な回答を求めていく。その回答次第では、3月12日に、全国の福祉職場でストライキを含む全国いっせい行動を配置して、政府の対応を伝えるとともに、人材確保施策の抜本的な強化を大きく世論に訴えていく。

私たちは、感染拡大を防止するための緊急対応が求められている時だからこそ、その対応を可能にするための人員配置等を求めていく必要があると考えている。そのことに、利用者・家族、経営者、地域住民からの理解と共感を得るための十分な説明をおこない、感染予防対策を徹底させたいうえで、ストライキや宣伝行動も含めて可能な行動をやりきる構えである。

以上

「守ろう!! 社会保障 全国アクション (ACTION)」

要綱(案)

1. 目的

安倍政権が消費税率10%強行後に立ち上げた「全世代型社会保障検討会議」では、2019年末に中間報告をまとめました。「リバランス」と称して、高齢者を「支える側」にし、「働き方改革」とパッケージで「死ぬまで働け」と言わんばかりに、社会保障の各分野で全世代にわたっての負担増と給付減の政策を加速させようとしています。

2020年1月から始まった第201通常国会では、年金分野で「支給開始年齢の上限を75歳まで引き上げる」、「厚生年金のパート労働者への適用範囲を拡大する」、「在職老齢年金制度を見直す」などの改悪が強行されようとしています。

さらに、医療分野では「75歳以上の窓口負担の原則1割を2割化」、「紹介状なしの受診定額負担」、「地域医療構想における病院の統廃合やベッド数削減」、介護分野では「基本サービス費から多床室室料を除外し自己負担化」、「居宅サービスの『総量規制』制度の導入」、「低所得者を対象とした施設等の入所費・食費負担の軽減制度である補足給付の改悪」、保育分野では「待機児童解消を名目にした規制緩和や基準の切り下げ」、「土曜日保育に係る公定価格の減算」、生活保護分野では「医療費の自己負担化」、障害福祉分野では「65歳になると介護保険への半強制的な移行」、社会福祉経営の分野では「地域共生社会実現のためとして社会福祉法人への大規模化の押し付け」、社会福祉職員分野では「資格要件の緩和など安易な人材確保」などが、推し進められようとしています。

こうした改悪の根っこにあるのが、「全世代型社会保障」という国の責任丸投げ、国民への自己責任の押し付けです。「検討会議」は、2020年6月までに最終とりまとめをおこなって2020骨太方針に反映させることで、2012年の社会保障制度改革推進法成立後に推し進められてきた社会保障制度解体の総仕上げをねらっています。

通常国会後には、東京オリンピック・パラリンピックが開かれ、その後の解散・総選挙も予想されています。「全世代型社会保障」のねらいを許さず、社会保障を充実させる政策へ転換させるためには、地域で暮らす人々が世代や分野を越えて共同・連携することで運動を前進させ、「守ろう!!社会保障」の世論を構築していくことが重要です。

◆社会保障を守り、拡充する共同行動の推進を

- ①社会保障全体を解体する「全世代型社会保障」に対抗していくためには、各分野のたたかいだけでは不十分であり、地域住民が主体となって世代や分野を越えて共同し、手をつないで社会保障運動全体を前進させることが求められています。
- ②社会保障各分野の要求をもちより、全国各地で社会保障解体に抗議して怒りを集中させるさまざまな行動を展開していくことを「守ろう!!社会保障 全国アクション」として呼びかけます。

一連の行動の山場として、4月13日に国会を包囲する「4・13ヒューマンチェーン」行動を位置づけ、国会に私たちの怒りと要求を突き付けていきましょう。

- ③さらに、25条をはじめとした憲法を守り、生かす政治の実現を掲げて運動をすすめます。
- ④社会保障拡充をめざしてたたくさまさまな、関係団体、労働組合、実行委員会等に「守ろう!!社会保障 全国アクション」への結集を呼びかけます。

2. 企画(案)

(1) 行動名称

「守ろう!!社会保障!!全国アクション」と称して、各地からのさまざまな共同を積み上げます。

(2) 期間

2020年6月までを「守ろう!!社会保障 全国アクション」行動ゾーンとして、集会、学習会、街頭宣伝等、各地域で共同行動を集中させ、世論構築を目指します。

毎月25日は、憲法25条にちなんで「25日宣伝行動」として、統一した宣伝行動の実施を呼びかけます。

(3) 統一スローガン・呼びかけ

◆スローガン

守ろう!!社会保障 全国アクション

◆呼びかけ文 (メイン)

働いても働いても当たり前生活ができない

税金や社会保険料は上がるばかり

「自助、共助、公助」だけではいのち・暮らしは守れない

必要な医療・福祉、受けない子育て支援・教育もお金がなければあきらめるしかない

みなさんが望むのはそんな社会ですか？

(4) 団体、地域との共同推進

- ①各地域もしくはブロックなどの単位で計画される「25条集会」等の行動についての連携を検討します。
- ②団体、実行委員会等が取り組む社会保障関連の取り組みを、「共同アクション」として位置づけてもらうことを追求します。

(現時点で把握できている各団体等の状況)

◆署名提出国会行動

1. 1月31日(金)

高齢者怒りの中央集会&国会議員要請行動～75歳以上の医療費負担2割化反対!

[日本高齢期運動連絡会、年金者組合、保団連、社保協]

2. 2月6日(木)

介護保険改悪を許さない 署名提出院内集会

[認知症の人と家族の会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会、

全労連、民医連、社保協]

3. 2月17日(月)

子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワーク国会内集会

4. 2月26日(水)

4 2 4 公立/公的病院「再検証」撤回を求める署名提出院内集会
〔全労連、医労連、自治労連、国公労連、全医労、社保協〕

※各団体の行動予定を追加ください

(5) ヒューマンチェーン（国会包囲行動）を計画します（案）

◆アクション行動の山場の企画として、ヒューマンチェーン（国会包囲行動）に取り組みます。

① 日 程

②場 所 国会周辺

③行動内容 1 1 時～1 2 時 国会議員要請行動（3 0 0 人規模）

※衆議院第一議員会館、同第二議員会館、参議院議員会館に
それぞれ集合

※全国会議員へ要請

※要請後、包囲行動へ合流する

1 3 時～1 4 時半 国会包囲行動（5 0 0 0 人規模）

※1 3 時 国会包囲前集会（場所ごとに）

1 3 時半 国会包囲行動

1 4 時 国会包囲一斉集会

※国会正門前、議員会館前、国会図書館前、首相官邸前に、中央団
体、地域ブロックごとに集合

※集会開催後、国会包囲へ。

市民各層の参加・協力しやすい運動形態〈SNS など〉を活用したアピール運動や、
広範な各層の思いや声を交流する集会にするよう検討します。

(6) 1 分動画の作成と投稿呼びかけ

「共同アクション」と「ヒューマンチェーン」の成功へ、社会保障拡充を求める課題
ごとの行動や声を「1 分動画」として、集中することを呼びかけます。動画は、2 5 条
共同行動実行委員会のブログに投稿を求め、適宜拡散します。

スマホで動画撮影（集会での発言、宣伝行動での訴え、職場からの声など）

①録画時間は1 分前後でまとめてもらう（動画の拡散の了解を必ず取ってもらう）

②動画を2 5 条共同行動実行委員会のブログに投稿

③実行委員会事務局で確認し、適宜拡散

(7) チラシ・ポスター等宣伝資材の作成

①チラシ「共同アクションの呼びかけ」「4・1 3 ヒューマンチェーン」

②ポスターや当日のプログラムの検討、作成

③行動の統一カラーを検討し、ヒューマンチェーンではその色が社宇宙するよう工
夫します。

(8) マスコミ対策と宣伝

①マスコミへの取材要請、記者会見について計画します

②各団体、労働組合機関紙での宣伝、広報を要請します。

2020「守ろう!社会保障 全国アクション」行動 への参加・賛同を呼びかけます

働いても働いても当たり前前の生活ができない

税金や社会保険料は上がるばかり

「自助、共助、公助」だけではいのち・暮らしは守れない

必要な医療・福祉、受けない子育て支援・教育もお金がなければあきらめるしかない

みなさんが望むのはそんな社会ですか？

安倍政権が消費税率10%強行後に立ち上げた「全世代型社会保障検討会議」では、2019年末に中間報告をまとめました。「リバランス」と称して、高齢者を「支える側」にし、「働き方改革」とパッケージで「死ぬまで働け」と言わんばかりに、社会保障の各分野で全世代にわたっての負担増と給付減の政策を加速させようとしています。

2020年1月から始まった第201通常国会では、年金分野で「支給開始年齢の上限を75歳まで引き上げる」、「厚生年金のパート労働者への適用範囲を拡大する」、「在職老齢年金制度を見直す」などの改悪が強行されようとしています。さらに、医療分野では「75歳以上の窓口負担の原則1割を2割化」、「受信するたびに追加定額負担」、「地域医療構想における病院の統廃合やベッド数削減」、介護分野では「基本サービス費から多床室室料を除外し自己負担化」、「居宅サービスの『総量規制』制度の導入」、「低所得者を対象とした施設等の入所費・食費負担の軽減制度である補足給付の改悪」が、保育分野では「待機児童解消を名目にした規制緩和や基準の切り下げ」「土曜日保育に係る公定価格の減算」「保護者負担のさらなる増加」が、生活保護分野では「給付基準引き下げ」が、障害福祉分野では「65歳になると介護保険への半強制的な移行」が、社会福祉経営の分野では「地域共生社会実現のためとして社会福祉法人への大規模化の押し付け」が議論されていきます。

こうした改悪の根っこにあるのが、「全世代型社会保障」という国の責任丸投げ、国民への自己責任の押し付けです。「検討会議」は、2020年6月までに最終とりまとめをおこなって2020骨太方針に反映させることで、2012年の社会保障制度改革推進法成立後に押し進められてきた社会保障制度解体の総仕上げをねらっています。

「全世代型社会保障」のねらいを許さず、社会保障を充実させる政策へ転換させるためには、地域で暮らす人々が世代や分野を越えて共同・連携することで運動を前進させ、「守ろう!!社会保障」の世論を構築していくことが重要です。

ぜひ、一緒に、手をつないでいきましょう。

◆取り組み内容 ※詳しくは、別紙行動要綱案を参照ください。

(1) 2020年5月までを「守ろう!!社会保障!!全国アクション」行動ゾーンとして、集会、学習会、街頭宣伝等、各地域で共同行動を集中させ、世論構築を目指します。「1分動画」を集め、各地の取り組みを積み上げます

(2) 毎月25日は、憲法25条にちなんで「25日宣伝行動」として、統一した宣伝行動の実施を呼びかけます。

(3) ヒューマンチェーン（国会包囲行動）に取り組みます。

◆アクション行動の山場の企画として、ヒューマンチェーン（国会包囲行動）に取り組みます。

①日 程

②場 所 国会周辺

③行動内容 11時～12時 国会議員要請行動（300人規模）

※衆議院第一議員会館、同第二議員会館、参議院議員会館に
それぞれ集合

※全国国会議員へ要請

※要請後、包囲行動へ合流する

13時～14時半 国会包囲行動（5000人規模）

※国会正門前、議員会館前、国会図書館前、首相官邸前に地域ブ
ックごとに集合

※集会開催後、国会包囲へ。

2020年 2月

「憲法25条を守り、活かそう！」共同行動実行委員会事務局団体

いのちのとりで裁判全国アクション

きょうされん

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

全国生活と健康を守る会連合会

全国福祉保育労働組合

中央社会保障推進協議会

日本高齢期運動全国連絡会

(アイウエオ順)

【問い合わせ先】

中央社会保障推進協議会(中央社保協) 担当(山口、是枝)

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5F

TEL 03-5808-5344

FAX 03-5808-5345

Email k25@syahokyo.jp

2020「守ろう! 社会保障 全国アクション」行動への参加・賛同呼びかけ

回答票

別紙の「呼びかけ」について、以下の通りにご回答を本用紙でご返信いただければ幸いです。

また、行動への賛助金(団体1口10000円、個人1口3000円)をあわせてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

大変お忙しいところ恐れ入りますが、ご返信は、憲法25条を守り、活かそう! 共同行動実行委員会事務局(中央社会保障推進協議会 TEL03-5808-5344)までお願いします。

FAX 03-5808-5345 アドレス k25@shahokyo.jp

※下記事項について、いずれかに○印をお願いします

1. 2020「守ろう!! 社会保障!! 全国アクション」行動への参加・賛同呼びかけについて。

※賛同いただいた方については、ホームページ、ブログ等で公開させていただく予定です

- ① 賛同する。
- ② 賛同し、各地域での学習会、宣伝行動、ヒューマンチェーン(国会包囲行動)等に参加できる
- ③ 賛同するが、行動への参加は難しい。
- ④ 賛同も参加もできない

2. 行動への賛助金

中央団体1口2000円 ※5口以上でご検討ください

地方団体、個人1口1000円 ※2口以上でご検討ください

①協力する ()口 ()円

※以下の口座にお振込みください。

中央労働金庫 荒川支店 普通 (口座番号) 123483

(名義人) 中央社会保障推進協議会 事務局長 山口一秀

②協力できない

3. この行動へのご意見、メッセージ等、お願いします。

個人・団体名()

肩書き<ご担当者様>()

※団体の方は、ご担当者様のお名前を書いていただくようお願いします。

ご連絡先()

憲法25条

守ろう!

社会保障 全国アクション

「シャッポくん」

人間らしく生きることのできる社会
保障・社会福祉制度を求めて勉強中。

みなさんが望むのはそんな社会ですか?



「自助、共助、公助」だけでは
いのち・暮らしは守れない

必要な医療・福祉、受けたい子育て支援・教育も
お金がなければあきらめるしかない

働いても働いても
当たり前の生活ができない

税金や社会保険料は
上げるばかり

2020年 3月1日～6月30日

■リードが入りますリードが入りますリードが入りますリードが入りますリードが入ります
リードが入りますリードが入りますリードが入りますリードが入りますリードが入ります



■ダメテキストですダメテキストですダメテキストですダメテキストです



介護に困難を抱える
利用者・家族の現状
をまったく顧みない
制度改悪中止



■ダメテキストですダメテキストですダメテキストですダメテキストです



■ダメテキストですダメテキストですダメテキストですダメテキストです



福祉が必要な人と福祉労働者、両方の人権が守れる労働環境の実現を



際限ない年金引き下げNO! 最低保障年金制度の確立を



みんなの暮らしを下支えしている命綱、生活保護を本当の権利に



■ダメテキストですダメテキストですダメテキストですダメテキストです



■ダメテキストですダメテキストですダメテキストですダメテキストです

主催 「憲法25条を守り、活かそう」共同実行委員会 <https://kenpou25.jp/>

集会事務局
(お問い合わせ先)

中央社会保障推進協議会 / TEL:03-5808-5344 きょうされん / TEL:03-5385-2223 全国福祉保育労働組合 / TEL:03-5687-2901
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 / TEL:03-3207-5937 全国生活と健康を守る会連合会 / TEL:03-3354-7431
日本高齢期運動連絡会 / TEL:03-3384-6654 いのちのりてん 裁判官全国アクション / inoteri25@gmail.com



主催 「憲法25条を守り、活かそう」共同実行委員会 <https://kenpou25.jp/>

集会事務局 中央社会保障推進協議会/TEL:03-5808-5344 きょうさん/TEL:03-5385-2223 全国福祉保育労働組合/TEL:03-5687-2901
 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会/TEL:03-3207-5937 全国生活と健康を守る会連合会/TEL:03-3354-7431
 (お問い合わせ先) 日本高齢期運動連絡会/TEL:03-3384-6654 いのちのとりで裁判全国アクション/Inotori25@gmail.com

郵便番号	カナ名	ユ一ザ一	住所1	住所2	住所3	社名・団体名1	社名・団体名2	氏名	敬称	チラシA4 電話番号
110-0013			東京都台東区入谷1-9-5	日本医療労働会館5階		中央社会保険推進協議会		中野千津美	御中	2000 03-5808-5344
111-0051			東京都台東区蔵前4-6-8	サニープレイズビル5F-A		全国福祉保健労働組合			御中	2000 03-5687-2901
170-0013			東京都豊島区東池袋1-44-3	池袋SPタマビル7階		一般社団法人社会連帯機構			様	1000 03-6907-8051
164-0011			東京都中央区5-41-18	東京都生協連会館4F		きょうせけん			御中	1300 03-5385-2223
606-0001			京都市左京区宝ヶ池	国立京都国際会館 Room157		「骨格提言」の完全実施を求める	きょうせけん第41回全国大会in京都	運営事務局宛	御中	4700 075-705-1229
154-0021			東京都世田谷区鶯徳寺1-32-21	スマイルホーム豊徳寺1自立センターHANDS世田谷		9月21・22日	大フオーラム実行委員会		御中	1000 03-5450-2861
164-0011			東京都中野区中央5-48-5	シャンポール中野504		日本高齢者運動連絡会		中山	様	500 03-3384-6654
543-0045			大阪府大阪市天王寺区	寺田町2-5-6-902		社会福祉施設経営者同友会		堤	様	600 06-6772-1360
113-8465			東京都文京区湯島2-4-4	平和七労働センター7F		全日本民医連		山本	様	10000 03-5842-6451
565-0824			大阪府吹田市	山田西1-32-12-207		21・老福連		中村	様	200 06-6170-1325
112-0002			東京都文京区	小石川5-10-20		新日本婦人の会		山元	様	200 03-3814-9141
277-0025			千葉県柏市	千代田2-12-50	吉田荘102	千葉県生活と健康を守る会連合会			御中	3000 047-192-8344
170-0005			東京都豊島区	南大塚3-51-2	大塚繁藤ビル	東京都生活と健康を守る会連合会			御中	3000 03-5960-0266
210-0024			神奈川県川崎市	川崎区日進町34-30		神奈川県生活と健康を守る会連合会			御中	200 044-245-8828
330-0074			埼玉県さいたま市	浦和区北浦和1-15-10	丸時ハイム303	埼玉県生活と健康を守る会連合会			御中	3000 048-883-1841
110-0013			東京都台東区入谷1-9-5	日本医療労働会館3F		日本医労連			御中	500 03-3875-5871
170-0005			東京都豊島区	南大塚1丁目60-20	天野大塚駅前ビル	全日本年金者組合			御中	500 03-5978-2751
105-0002			東京都港区	西新橋1丁目17-14	エケセルアネックス3F	国公労連			御中	500 03-3502-6363
112-0012			東京都文京区	大塚4-10-7		自治労連			御中	500 03-5978-3580
102-0084			東京都文京区	二番町12-1	全国教育文化会館3階	全日本教職員組合			御中	500 03-5211-0123
113-8462			東京都文京区	湯島2-4-4	全労連	全労連			御中	3500 03-5842-5611
162-0837			東京都新宿区	練戸町26-3	保育プラザ	全国保育団体連絡会			御中	1000 03-6265-3171
160-0022			東京都新宿区	新宿5-12-15	KATOビル3階	全国生活と健康を守る会連合会		西野事務局長	様	700 03-3354-7431
151-0051			東京都渋谷区	千駄ヶ谷3-2-8-303		婦人民主クラブ		石黒	様	100 03-3478-2317
164-0011			東京都中野区中央5-41-18	東京都生協連会館4F		きょうせけん			御中	0 03-5385-2223

チラシA4	40500
発送済 残部	9500

憲法 25 条を守り、活かそう!共同実行委員会

① YouTube チャンネル



https://www.youtube.com/channel/UCo7BOR2kOidaXsQExFVbHPw?view_as=subscriber

チャンネルを分かりやすい URL にするための条件

- チャンネル登録者数が 100 人以上であること
- チャンネルを作成してから 30 日以上経過していること
- チャンネル アイコンの写真をアップロード済みであること
- チャンネル アート（カバー画像）をアップロード済みであること

② 限定公開動画

動画のリンクを知っている人のみが視聴できます

国立駅の宣伝行動①

<https://www.youtube.com/watch?v=Iu9V9JpneeI&feature=youtu.be>



国立駅の宣伝行動②

<https://www.youtube.com/watch?v=84CkEDzgPV4&feature=youtu.be>

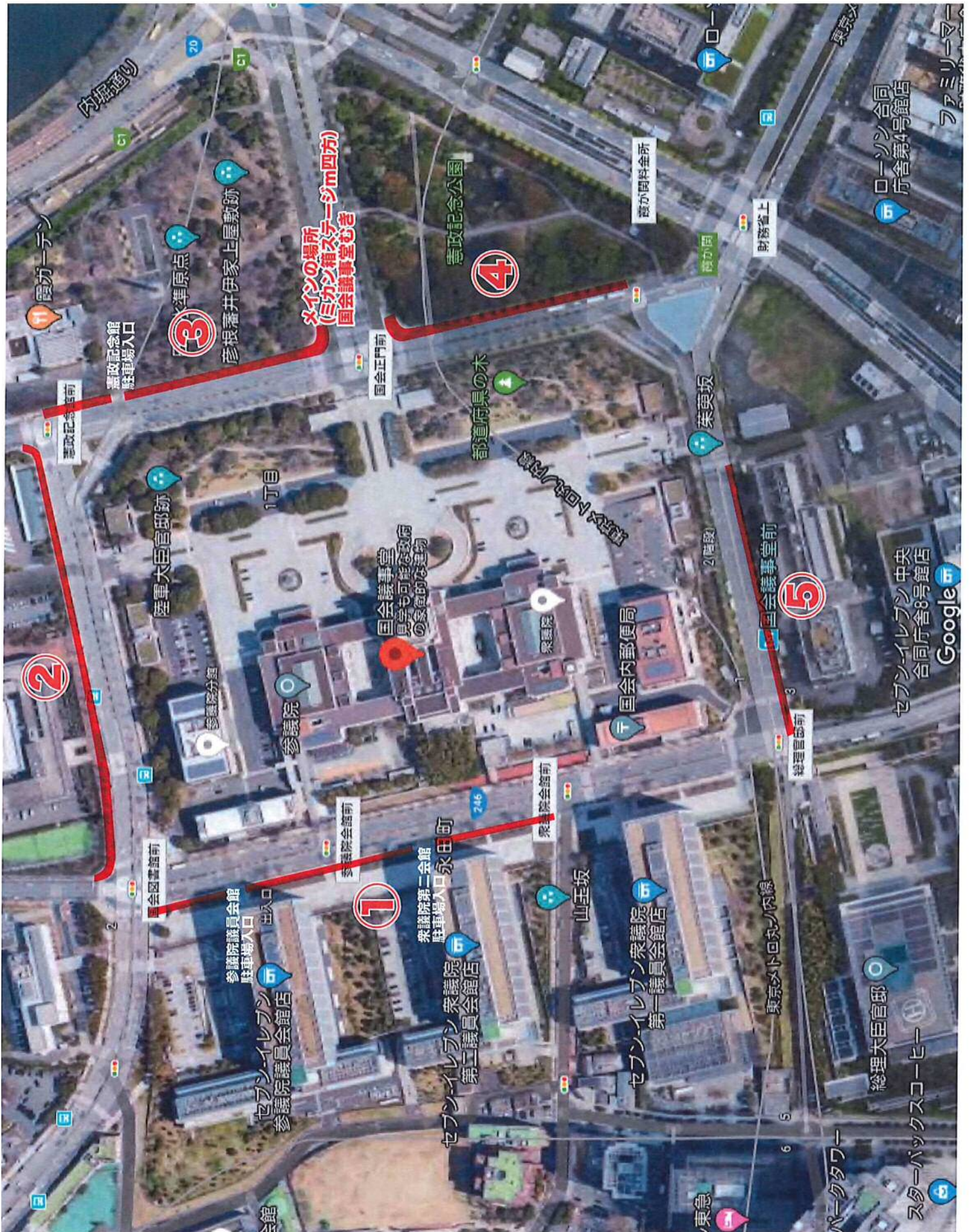


③ 管理者アカウント

メールアドレス kenpou25mamoriikasu@gmail.com

パスワード kenpou25

<https://www.youtube.com>



2020年2月12日 四役会議・愛知
2020年2月17日 理事会・愛知
2020年3月6日 中央社保協運営委員会

2020年第48回中央社保学校開催要綱 Vr3(愛知版) 案

愛知社保協 事務局長 小松民子

1. 中央社保学校開催概要

1) 日程:2020年8月29日(土)10時30分～30日(日)15時

2) 会場:ウイルあいち

ホール(定員800人)、大会議室(360人)

セミナールーム4室(100人2室、54人2室)、特別会議室(63)

*使用しない部屋のキャンセル。

*宿泊 8月28日29日 2泊分10室 確保

3) 主催:中央社保協、中央社保学校現地実行委員会

4) メインテーマ:未定

2. 開催スケジュール案(大枠について)

1) 8月29日(土)10時30分～16時30分(予定)

① 全体会 10時30分～12時30分

開会挨拶

現地歓迎挨拶

記念講演 (90')

全世代型社会保障改革を巡る講演

講師 = 芝田英昭 立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科 教授

② 分科会 13時30分～16時30分 6会場

i. 社会保障入門講座 山田壮志郎 日本福祉大学准教授

ii. 国民健康保険の仕組みを基礎から学ぶ 長友薫輝 三重短期大学生生活科学科教授

iii. 生活保護は生きるための砦 森弘典 弁護士

iv. 地域医療構想や医療費適正化計画のねらいと今後のたたかい

鎌倉 幸孝 中央社保協代表委員

v. 子供の貧困から考える日本の社会保障

講師候補:中村強士 日本福祉大学 社会福祉学科准教授

or 堀場純矢 日本福祉大学 社会福祉学部准教授

vi. 介護保険次期見直しをめぐる動き

林 康則 全日本民医連事務局次長

③ 活動交流会 13時30分～16時30分 1会場

自治体キャラバンや地域社保協つくりの交流会(担当:社保協東海ブロック)

④ 参加者交流会 18時頃? 会場や開始時間は要検討、会費 5000円位予定

2) 8月30日(日) 全体会 9時30分~12時

社保学校行動提起、

学習講演①若者の借金(奨学金問題)や自己破産の問題

講師候補:大内 裕和 教授 (おおうち ひろかず). 中京大学国際教養学部
出身校, 東京大学大学院教育学研究科博士課程. 神奈川県 出身.
奨学金とブラックバイトなど、若年層の貧困や奨若年層の貧困や中
間層解体の問題

または、蓑輪 明子. ミノワ アキコ. 名城大学経済学部 経済学科. 准教授.

学習講演②改憲を許さないたたかい、

講師候補 本 秀紀 もと ひでのり 教授

名古屋大学大学院法学研究科教授(2018年7月現在)

または 三宅裕一郎 日本福祉大学子ども発達学部 子ども発達学科教授

森 英樹 もりひでき 名古屋大学名誉教授

名古屋大学名誉教授。専門は憲法。名古屋大学大学院法
学研究科教授及び理事・副総長、全国憲法研究会代表、

✓ 閉会挨拶

4) 現地企画 13時~16時 担当:愛知県社保協

✓ 介護保険を巡る問題でのシンポジウム

✓ 介護映画上映 「ぼけますからよろしく」1:48

✓

3. 当面の開催準備のテンポ 中央社保協

2月 東海4県各社保協への協力要請

2/13 静岡(是枝)、2/17 愛知(是枝)、2/18 三重(小松)、2/21 岐阜(小松)、

3月18日 現地実行委員会の結成会議 (東海4県社保協より代表各1名選出)

4月 チラシ、参加申込書の作成、配布

4. ブロック内要請の報告

1) 三重県社保協 訪問 2月18日18時~ 地域支援センターえがお 小松

① 出席; 保険医協会・高井、三商連・木村、新婦人・垣内、自治労連・村瀬、
年金者組合・寺崎、民医連・堀尾・藤井

② 「教育と人材育成、社保協運動の強化」の機会と位置づけとりくむことが確認された。

2) 岐阜県社保協 訪問 2月21日14時~ 岐阜労連会議室

① 出席; 岐商連・早野、新婦人・渡辺、年金者・鈴木、県労連・平野、民医連・河村

② 要請内容を了承し、検討を確認。

以上

朝日・小川賞運営会議規約

2020年2月15日

第1条（会の目的）

権利・人権としての社会保障の発展に寄与した人を称え励ます「朝日・小川賞」を設置し、選考に関する活動等を行うことを目的とする。

第2条（名称）

第1条により設置する組織の名称を「朝日・小川賞運営会議」とし、以下「当会」と略する。

第3条（事務局所在地）

当会の事務局を特定非営利活動法人朝日訴訟の会に置く。
〒700-0054 岡山市下伊福西町 1-53 (岡山県社保協内)
TEL (086)255-1299 | E-mail info@asahisoshou.or.jp

第4条（運営委員および選考委員）

- 1 当会の運営は運営委員が構成する運営会議により行う。
- 2 運営会議の承認を得て、新たに運営委員を選任することができる。また朝日・小川賞受賞者は翌年以降の運営委員になることができる。
- 3 運営会議内に朝日・小川賞選考委員会を置く。選考委員は運営会議が選任する。
- 4 運営委員は、井上英夫、鈴木勉、木下秀雄、山本忠、垣内国光、河合克義、佐藤嘉夫、矢嶋里絵、藤原精吾、朝日訴訟の会会長とする。

第5条（役員）

当会に以下の役員を置く。
共同代表若干名
事務局長 1名
会計 1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第7条（共同代表）

共同代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第8条（運営）

おおむね2年に1回、受賞対象者を選考決定し、その授賞式を開催する。重要事項については運営委員による会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

会議の議事は、出席者およびメール上での参加者の過半数の同意をもって決定する。なお朝日・小川賞の趣旨、対象、選考方法については別紙にて定める。

第9条（財政）

当会の運営は、会の設ける「朝日・小川賞運営基金」により行う。

基金は会の趣旨に賛同する団体及び個人の寄付を収入とし、当会の運営に必要な支出を行う。

寄付の受け入れ及び支出は運営委員会の承認に基づいて行う。

第10条（規約改正）

この規約は、運営委員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 役員は次の者とする。

- 共同代表 ① 井上英夫 金沢大学名誉教授
② 藤原精吾 弁護士
③ 則武透 朝日訴訟の会会長

事務局長 川谷宗夫 特定非営利活動法人朝日訴訟の会事務局長
〒700-0054 岡山市下伊福西町1-53 (岡山県社保協内)

TEL (086)255-1299 | E-mail info@asahisoshou.or.jp

会計 鈴木 静 愛媛大学教授

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3

愛媛大学法文学部社会科学講座

電話：089-927-9254

2. この規約は2020年2月15日から運用する。

朝日・小川賞選考要綱

2020年2月15日

【趣旨】

生存権確立のため、「権利のための闘争」・朝日訴訟にいのちをかけた朝日茂・健二両氏、そして「権利としての社会保障」の道を拓かれ、研究者かつ運動者として多くの人を導き育てられた小川政亮先生を記念し、生存権・人権の理念と運動、制度のさらなる発展に寄与するため、「朝日・小川賞」を授与し、表彰する。

【対象者】

「人権としての社会保障」の発展に功績があると認められる若手の研究者、活動家、実務家、弁護士等とし、若手とは、おおむね40歳代までを云う。

【選考の基準】

社会保障制度の研究および権利の実現の活動双方に寄与していると認められる前項記載の対象者から、「朝日・小川賞選考委員会」が審議決定する。社会保障運動関係者は、資料を添えて候補者を推薦することができる。

【朝日・小川賞選考委員会】

朝日・小川賞選考委員会の委員は以下のとおりとする。

井上英夫、鈴木勉、木下秀雄、山本忠、垣内国光、河合克義、佐藤嘉夫、矢嶋里絵、藤原精吾、朝日訴訟の会会長

【選考の手続き】

1 候補者の推薦は期日を設けて誰でも可能とする。推薦には、主たる著作及び活動を記載した推薦状を提出する。

2 推薦のあった候補者から受賞者を決定するにはメール、文書による持ち回り決議も可能とする。

3 選考委員会は選考委員の3分の2以上の賛同をえて受賞者を決定する。

【表彰の時期、方法】

1 表彰は隔年1回とし、日時場所は選考委員会が決定する。

2 選考委員会は、受賞者の業績を称え、表彰状などを贈る。

【要項の発効日、改正】

この要項は、2020年2月15日から発効する。

この要項の改正は、運営会議が行う。

2020年 月

各 位

全国労働組合総連合 議長 小田川義和
(国民春闘共闘委員会 代表世話人)



全国一律最低賃金制の実現めざす「全国最賃アクションプラン」

国会請願署名と運動へのご協力をお願い

日ごろより、全労連・国民春闘共闘委員会の運動に、ご協力いただき誠にありがとうございます。

いま私たちは、最も重要な課題として、全国一律最低賃金の実現をめざす「全国最低賃金アクションプラン」の推進をすすめています。2016年から4ヵ年計画のこのプランは、最終年度を迎え、開会中の通常国会で最低賃金法改正を実現させることが目標です。

いまの最低賃金制度は、地域別です。Aランクの東京は時給1013円なのに対し、17県あるDランクのうち15県は790円県であり、223円もの格差があります。同じ仕事をしているにも関わらず、地域毎に賃金が異なります。都市部に人口が移動するなど、地方経済の疲弊は、日を迫る毎に悪化しています。

全労連の最低生計費試算調査の結果では、若者が自立して人間らしい生活をする上で必要な生計費は、月23万円～24万円、時間給に換算して1500円前後の収入が、どの地域でも同じように必要なことがわかっています。

格差と貧困をなくし、誰もが8時間働けば人間らしい生活できる社会をつくるために、この全国一律最低賃金の確立は、急務であると考えています。

つきましては、運動推進に向けて下記についてのご協力を要請するものです。

記

- 1、最低賃金全国一律制の確立を求める国会請願署名を構成員の皆さんに広げてください。署名は5月末までに100万筆を目標に取り組んでいます。
- 2、最低賃金運動推進のため、職場や地域での学習の推進にご協力ください。また、学習会の講師にお答えします。
- 3、様々な集会、シンポジウム、デモ、宣伝行動などに、ぜひ参加をお願いします。

以 上

問い合わせ・署名届け先
全国労働組合総連合（全労連）賃金・地域経済局
東京都文京区湯島2丁目4-4 全労連会館4階
TEL 03-5842-5611 fax 03-5842-5620 メール wage@zenroren.gr.jp
担当 事務局次長 黒澤幸一 事務局/阿部、名取

全国どこでも変わらない生計費 (男性・月150時間労働)

最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日現在

